

「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の実施に関するガイドライン案」 に関する意見募集の実施結果について

第1 意見募集期間

平成18年3月3日～平成18年4月3日

第2 意見数：88件 提出者数：17（10団体，7個人）

第3 意見の概要及び意見に対する考え方

1 ガイドライン案全体について

意見の概要	意見に対する考え方
裁判手続に準ずる内容，水準等が定められており，修正，緩和等が必要である。	本ガイドラインは，法が規定する民間争解決手続の業務の認証の申請についての審査並びに認証紛争解決事業者に対する監督及び不利益処分の基準等を明らかにすることを目的とするものであり，認証の対象となる民間紛争解決手続の業務等について民事訴訟手続に準じた取扱いをしたり，法が定める以上の厳格な基準を設定したりするものではありません。
既存の裁判手続を大きく意識しかつ踏襲するものであるため大幅な再考を求める。	
認証手続の隅々に裁判所における各種手続類似の手続を要求していると感じさせる記載（法律構成，証拠資料，主張等の表現）があり，法律手続に近い職能以外の関与を妨げるおそれがないものか懸念する。	
高度な法律判断や解釈が求められる事案については，そもそも裁判所，あるいは弁護士関与で解決すべきであって，本法に基づいて設置される第三者機関とは切り離して運営すべきである。	認証の対象となる民間紛争解決手続の業務についても，取り扱う紛争の分野，種類，規模等によって，法律に関する専門的知識を持たない一般人が自ら判断することに通常支障がある程度の高度な法律に関する問題が発生することはあり得ると考えられますので，本ガイドラインは，そのような場合をも想定して定めることが必要と考えます。
本ガイドライン案における理念は，裁判外の紛争解決手続を利用しようとする紛争当事者たる市民が抱える，紛争の表層的法律問題の背景にある真の要望或いは苦悩に対する配慮という視点が決定的に欠如しており，それらについても言及するべきである。	本ガイドラインの目的は，前述したとおりであり，民間紛争解決手続の業務を行う申請者の理念，運営方針，重視する視点等について，これらの限定を付したり，特定のもののみを対象としたりするものではありません。
A D R法は，いわゆる民間型A D R活性化を促すものであり，これを規制するものではないという視点を重要視すべきであるところ，ガイドライン案は，規制色が強い。	法は，様々な立場にある紛争の当事者に安心して利用できる民間紛争解決手続の選択の目安を提供することにより，民間紛争解決手続の利用促進を図ることを目的として認証制度を導入し，この目的を実現するために必要な最小限度での規律を定めたものです。本ガイドラインは，同制度に係る基準等を具体的に明らかにすることを目的とするものであって，民間紛争解決手続の業務に対して法を超える規制を行うものではありません。
隣接法律専門職種等に関するガイドラインについても，個別業法との整合性を保つため，本ガイドラインに定めて欲しい。	本ガイドラインの目的は，前述したとおりであり，個別の業法等に基づきその所管省庁等において作成されるガイドライン等とはその性質，内容等を異にし，それらと同内容のものを本ガイドラインに記載することは消極に考えますが，運用に当たっては，制度間の衝突等が生じないよう配慮していきたいと考えております。

2 認証の基準について

(1) 法第6条関係全般について

意見の概要	意見に対する考え方
個人でも扱える紛争の範囲である限り，認証を取得できるようにすべきである。	法に定める基準等（第6条，第7条）を満たす限り，個人が行う民間紛争解決手続の業務も認証されます。

手続実施者が認証を受けた者の基準で選任されると、手続実施者の能力・資質などにより、利用者が多大な影響を受けることになるため、手続実施者の経験、能力、資質を一定のレベル以上のものとする必要がある。	法第6条第2号は、「和解の仲介を行うのにふさわしい者を手続実施者として選任できること」を認証の基準の一つとして定めています。したがって、単に民間紛争解決手続の業務を行う者の任意の基準で手続実施者を選任することができるものではなく、認証を受けるためには、法の定める「ふさわしい者」を選任することを可能とする体制が必要となります。
--	--

(2) 法第6条第1号関係について

意見の概要	意見に対する考え方
紛争の類型を紛争の価額で見ることが適当ではない。	紛争の類型について、紛争の目的の価額に基づいて画することも、取り扱う紛争の規模等を見る上で重要な要素となるほか、申請者においても、それらの紛争を対象とする手続に当たる手続実施者候補者を確保する上での指標として意味を有すると考えます。また、このような情報は、法第31条の規定により広く公表することにより、利用者の選択の目安ともなり得るものと考えます。
「専門的な知見」の「活用」の基準を明確化すべきである。	「専門的な知見」とは、申請者が有する専門的な知識・見識であり、その「活用」とは、当該申請者の提供する民間紛争解決手続の性質や手法に応じて、そのような専門的な知識・見識を発揮し、あるいはそれらが反映されるよう配慮しつつ手続を実施することを指します。具体例としては、医療関係や建築関係等に関する専門的な知見を活かして手続を進めるといったことが挙げられますが、専門的な知識・見識の具体的な内容やそれらの活用の仕方は、それぞれの業務の性質や内容によって様々なものがあり得るところであり、一律に基準を設けることについては消極に考えます。
例示が個別の資格者や職域を印象づける場合には、例示を超える紛争の範囲を定めることが困難との印象を与えかねないため、例示数の増加、例示された以外にも多くの定め方が考えられる旨の注記をすべきではないか。	本ガイドライン案においても、「例えば、」として、あくまでも例を示しております。当然これ以外の実例もあるものと考えます。
「東京都に住所又は居所を有する者の紛争」との例示は、妥当ではない。	申請者は、その提供する民間紛争解決手続の業務の性質、内容等に応じて、紛争の範囲についても多種多様な観点からこれを定めることができるものと考えられるところであり、御指摘の例示は、紛争の当事者の住所又は居所を基準とする定めについて記載したものです。仮に当該例示のような定め方をした場合には、和解可能な民事紛争一般を取り扱うことを意味するものと考えられることから、その他の認証基準についても、そのような紛争について和解の仲介を的確に行うことができるかどうかを審査することとなります。

(3) 法第6条第2号関係について

意見の概要	意見に対する考え方
和解の仲介を行うために必要な能力として、法律に関する専門能力、和解の仲介を行う紛争の分野に関する専門能力、紛争解決の技術（コミュニケーション、カウンセリング等の技術）に関する専門的能力を挙げているが、各能力の関係について踏み込んだ明確な記述をすべきである。	「和解の仲介を行うのにふさわしい者」に求められる能力は、本ガイドライン案で示したとおりですが、これらの能力の程度又は各能力間の比重は、取り扱う紛争の分野、種類、規模により、あるいは手続実施者が有する専門性の分野等により異なり得るものであり、他方で弁護士の助言措置と相まって民間紛争解決手続の業務の適確性が判断されることとなることにかんがみますと、本ガイドラインにおいて一般的基準として更に詳細に記述することについては消極に考えます。

少なくとも， ・ を有する者も， の能力も有することが望ましいとする努力規定を置くべきである。	一般論として，手続実施者があらゆる能力を備えていれば，一層有効な民間紛争解決手続の業務の提供に資するものと考えられますが，認証の基準との関係においては，弁護士助言措置を含めて総体として法の定める基準を満たす的確な民間紛争解決手続の業務が提供されるかどうかを判断することとなりますので，本ガイドラインにおいて，個々の手続実施者全員についてすべての能力を具備することが望ましいとすることは，法が要求する基準を踏み出すおそれがあるものと考えます。
手続実施者に関しても，認証の基準内容をガイドラインで具体的に示すべきである。	手続実施者に求められる能力は，紛争の分野・種類・規模等によって異なり得るものであり，一律にその基準を定め，又は具体的内容を網羅して記載することは，民間紛争解決手続の多様性を損なわせるおそれがあり，消極に考えます。
「和解の仲介を行うのにふさわしい者を手続実施者として選任することができること」を満たすための最低必要な基準についての視点が多少不透明である。	
の能力は，研修などで事後的な習得が可能と考えられる能力であり，認証申請の時点でこの能力が備わった者を手当てすることを可能とする基準は必要ではなく，手続が実施されるまでに備わっていなければ認証の取消し等に至る可能性があるとする定め方も考えられる。	法が要求するのは，「和解の仲介を行うのにふさわしい者」を選任することができる仕組みを備えていることであり，認証申請の時点で具体的な手続実施者候補者が確定していることは必ずしも必要ありませんが，認証を受けて実際に業務を行う時点においては，このような適格者を選任することができる仕組みが必要となることから，認証申請の審査においては，認証後そのような適格者を選任することができる蓋然性について審査判断することになると考えられます。したがって，「和解の仲介を行うのにふさわしい者」を選任する仕組みが実現可能性のないものである場合は，法第6条第2号，第3号，ひいては同条柱書の要件を欠くこととなるものと考えます。
の能力を担保するトレーニングの実施の有無，内容，時間等について認証審査の判断基準の一つとすべきである。	御指摘のようなトレーニングも，認証の審査の判断の基準の一つとなり得るものですが，手続実施者の能力を担保する手段には，それぞれの申請者が行う民間紛争解決手続の性質や仕組みによって，様々な形態や方法があり得るものであり，本ガイドラインにおいて一律に，又は定型化してそれらの内容等を判断の基準とすることについては，民間紛争解決手続の多様性を損なわせるおそれがあり，消極に考えます。
手続実施者候補者リストの作成が「手続実施者を指名する仕組み」の一環であるとすれば，候補者に調停の経歴などがある場合は，当該一覧表に記載することとすべきである。	手続実施者候補者リストの調整は，一般的には必要な資質能力を有する手続実施者を確保するための有効な手段の一つといえますが，それが唯一絶対の方法であるともいえず，また，リストの種類や形態にも様々なものがあり得ることから，本ガイドラインにおいて，このようなリストの調整を義務付けたり，その記載事項を詳細に定めたりすることは，消極に考えます。

(4) 法第6条第3号関係について

意 見 の 概 要	意 見 に 対 す る 考 え 方
「裁判官の除斥や忌避事由」を援用すべき旨の記載があるが，そこまで制度化する必要はない。	手続実施者の利害関係の有無及び内容は，その中立公平性を維持する上で，また，民間紛争解決手続に対する信頼性を確保する観点からも非常に重要な要素です。裁判官の除斥事由及び忌避事由は，定型的又は一般的に公正な手続実施を妨げるおそれのある事由の主要なものを取り上げたものであり，「手続実施者が紛争の当事者と利害関係を有することその他の民間紛争解決手続の公正な実施を妨げるおそれがある事由」としてこれらに準ずるものを含めることが，むしろ適切であると考えます。
「排除するための方法」として，排除すべき場合に当たるとかどうかの調査・判断のための別個の組織（機関）まで設けることを要求するのは適切でない。	申請者が行う民間紛争解決手続の性質，内容等に応じて「排除するための方法」は異なり得るものと考えられますが，必ずしも別個に調査・判断のための組織（機関）を設けなければならないとする趣旨ではなく，適切に調

「合理的に調査・判断できるような調査・判断のための組織（機関）」とは、内部の機関でも足りることとすべきである。	査・判断を行う仕組みが担保される限り、認証の基準を満たすものと考えます。
---	--------------------------------------

(5) 法第6条第4号関係

意見の概要	意見に対する考え方
手続実施者が、その行う和解の仲介業務について、申請者から、申請者と手続実施者との間の雇用契約その他の契約関係に基づく指揮命令等を受けないことを内部規程や契約により確保する措置でよいとするが、そのような規程や契約の存在のみではなく、それらを的確に解釈し遵守させられるような人的体制が重要であり、その趣旨が表れた記述にすべきである。	申請者は、認証の基準を満たしつつ「業務を行うのに必要な知識及び能力」（法第6条柱書）を有すると認められなければ認証を受けることはできませんので、おのずと、抽象的に内部規程や契約で定めるだけではなく、それらが確実に遵守される蓋然性があると認められることが必要となると考えます。 なお、本ガイドラインは、認証の基準に係る最低限の要件、基準等を示すものであり、例えば、申請者の自主的な御判断において、本ガイドラインに示すもの以上の措置を講ずることは、もちろん可能です。

(6) 法第6条第5号関係について

意見の概要	意見に対する考え方
弁護士の助言を必要とする場合をより限定すべきである。弁護士関与が厳格にすぎ、民間ADR、隣接法律専門職種の特性が活かされない。	認証を受けるためには、法第6条第5号括弧書きの例外を除き、弁護士の助言を受けることができるようにするための措置を定める必要がありますが、個別の紛争において弁護士の助言が必要となるのは、当該紛争に関し、法律に関する専門的知識を持たない一般人が自ら判断することに通常支障がある程度の高度な法律に関する問題が生じ、この問題を解決することがその後の手続の進行を決定するために必要であるという状態にあるときです。このような助言は、個別の手続における手続実施者の専門性の発揮・活用を縮減したり、その可能性を後退させたりするものではないと考えます。
「手続実施者に弁護士1名以上含む複数」とは、弁護士が入らないとADR利用ができないとの認識を利用者に与えかねない。	手続実施者に弁護士が含まれない場合においても、認証紛争解決手続を行うことは可能です。ただし、その場合に、「法律に関する専門的知識を持たない一般人が自ら判断することに通常支障がある程度の高度な法律に関する問題が生じ、この問題を解決することがその後の手続の進行を決定するために必要」なときは、弁護士の助言を受けることとなります。
弁護士過疎地域や、弁護士会の協力を十分に得られない機関においては、認証紛争解決手続を行うことは困難ではないか。	本ガイドライン案では、認証の基準に適合すると認められ、かつ、実務上も採用可能と考えられる弁護士の助言に係る措置として、エ(イ)で(a)～(d)までの4つの方法を例示しております。申請者においては、この例示を基に、取り扱う紛争の分野・種類・規模、対象となる法律関係、手続の内容や進め方等に応じ、また、民間紛争解決手続の業務を行う地域の実情等も踏まえ、弁護士の助言体制を構築していただくことになるものと考えます。
手続実施者として調停等への弁護士の必要的関与を事実上強制するものであり、実現可能性に乏しい極めて非現実的な措置といえるため、強く再考を求める。	弁護士の助言措置の定めは、法が要求する基準であり、本ガイドライン案では、その助言の方法に係る措置についての審査基準を示しているものです。また、個別の紛争において弁護士の助言が必要となる場合は、当該紛争に関して、法律に関する専門的知識を持たない一般人が自ら判断することに通常支障がある程度の高度な法律に関する問題が生じ、この問題を解決することがその後の手続の進行を決定するために必要であるという状態にあるときであり、すべての場合に弁護士の助言を求めなければならないものではありません。
「法律に関する問題」の例示は、迅速な解決を図るための障害となるおそれがある。	なお、本ガイドライン案では、「民間紛争解決手続の実施に当たり法令の解釈適用に関し専門的知識を必要とするとき」について、理解の便に資するため、一般的な法律用語、概念等を用いて説明をしたものであり、民間紛
和解は、紛争当事者間での合意による解決であり、例示されているものは不適当である。	
例示されているものは、裁判所の審判・調停（要件事実即して法律効果を導き出す）のような司法型・評価型ADRに限定して適用すべきである。	

「法律に関する問題」の解釈について、裁判手続との類似性の観点からの紛争解釈の採用は疑問である。	争解決手続を民事訴訟に準ずるものとして位置付けているものではありません。
ガイドライン案は、民間ADRを裁判手続と類似のものと捉えている疑念を生じさせ、民間の調停機関を民事訴訟法の言葉で語ることに違和感を感じる。	
助言を行う弁護士についても、「所定の研修を受け能力担保のある弁護士」に限定する必要がある。	法は、弁護士が法律事件に関する法律事務を処理する能力を有するとして資格を与えられた者であることにかんがみ、限定をすることなく助言者としての位置付けを与えたものと解されますので、本ガイドラインにおいて更なる限定をすることは、法の趣旨を超えることになるものと考えます。もちろん、申請者が、弁護士の経験、専門分野等を斟酌して適任者を得られるよう留意することが期待されると考えます。
「法律に関する専門的知識を持たない一般人が自ら判断することに通常支障がある程度の高度な法律に関する問題」の部分には、「弁護士の助言を必要とする程度の高度な法律に関する問題」に改めるべきである。	御意見にある「弁護士の助言を必要とする程度」とすると、弁護士の助言が必要となる程度が判然としないおそれが生ずるものと考えます。
ガイドライン案の「一般人が」「通常」「高度な」「必要であるという状態」等々は必ずしも明確ではなく、また、ADRの多様性を損なわない手続を志向する立場により更に広がりのあるものとして理解される可能性がある。	本ガイドライン案で示した内容は、弁護士の助言を要することとなる法律問題の程度を画するものであり、個々の事案において様々な場合が生じ得ますが、ガイドラインの性質上、共通する要素を抽出し、一般化して示す必要があるため、原案の内容とするのが適当であると考えます。
(a)「証拠上債権の存在を主張する一方の当事者の主張が有利であると判断される場合において、円満解決の観点から残債務の一部を免除するかどうか、又は紛争の他方の当事者（債務者）の資力等にかんがみ多数回の分割払いとするかどうか」、及び(b)「交通事故による損害賠償をめぐる紛争に関し、損害賠償の額を実務上確立した処理基準に示された額と異なる額とするかどうか」は、いずれも「法律に関する問題」には該当しないとしているが、疑問である。削除又はより限定的な記述方法とする工夫をすべきである。	御指摘の例示は、法律上の判断が含まれる場合とそうではない経済的な判断にとどまる場合とで弁護士の助言の要否が画されることを示す趣旨から記載したものです。誤解を生ずることのないよう、表現の変更等を含め更に検討したいと考えております。
弁護士から時機を失することなく助言を受けることができるようにするための(a)～(d)の方法のうち、容認できるとしてもせいぜい(a)(b)までであって、(c)(d)は不十分である上、実効性がなく、例示としてあげるべきではない。	御指摘の例示については、法の趣旨に適い、かつ、実務上も採用可能と考えられる方法を記載したものであり、民間紛争解決手続の円滑な実施、弁護士の助言による手続の適法性の担保、助言体制の整備可能性等の諸要素を勘案しますと、一般論としてはいずれの方法も、法第6条第5号の認証の基準を満たすものとして位置付けるべきものと考えます。
弁護士の手続実施者としての調停等への現実的な関与及び当該調停等実施場所における民間紛争解決手続中の常時待機を定めた(a)(b)については反対する。(c)も、弁護士による当該業務の実施場所への現実の訪問を前提としている限りで反対する。(d)に関しては、弁護士の助言を求める必要がある場合でも、その助言を得るまで民間紛争解決手続を中止することなく、少なくとも問題となる対象事項の処理を留保して、当該解決手続を進めるべきである。	弁護士の助言は、民間紛争解決手続の適法性を担保するとともに、利用者（紛争の当事者）の利益を保護するためにも必要となるものです。本ガイドライン案は、実務上採用可能と考えられる方式をできるだけ多く例示したものであり、どのような方法によるかは、取り扱う紛争の分野・種類・規模、対象となる法律関係、手続実施者の法律的専門性の程度等に応じて選択・判断されることとなります。 なお、法において、弁護士の助言措置は、「利用者の希望により弁護士の助言を受けることができるようにする

弁護士が常に同席又は待機をしなければならないとする(a)及び(b)は、利用者が経済的に有利なサービスが受けられる制度設計が難しくなり、ADRを使いやすくする趣旨に反する。しかし、本質的には、利用者が弁護士に相談したいと思ったとき及び手続実施者自身が弁護士に相談したいと思ったときに相談できるように説明されていれば足りると思われる。ガイドラインとしては、「手続実施者（調停人等）が弁護士資格を有しない場合には、当事者にその事実を説明し、利用者が相談したい場合の方法を費用を含めて具体的に提示すること」程度で十分である。	ための措置」とはされていないため、御提示の案では、法が求める基準と異なる内容の措置を本ガイドラインで示すことになるものと考えます。
本ガイドライン案は、民間型ADRには弁護士関与を必要とするものとするように見受けられ、弁護士法第72条の解放と逆行する。又は弁護士の助言措置に関する基準は、厳格にすぎる。	
認定司法書士が手続実施者である場合の「紛争の目的の価額」について、司法書士の簡裁訴訟代理等関係業務（司法書士法第3条1項7号）の「紛争の目的の価額」と同様の基準で判断することには反対する。	法第6条第5号の括弧書きにおいては、「司法書士法第3条第1項第7号に規定する民間紛争解決手続において」と規定されており、認定司法書士が手続実施者として行う民間紛争解決手続に関し、弁護士の助言措置の定めを要しないこととなる場合については、司法書士の簡裁訴訟代理等関係業務の範囲を画する「紛争の目的の価額」（司法書士法第3条第1項第7号）と同様の基準で判断されることになるものと考えます。
紛争の一方の当事者が申請者に対し民間紛争解決手続の実施を依頼する際に紛争の他方の当事者に対する請求が明らかにされない場合、「紛争の目的の価額」はどのように判断するのか。民事訴訟法第8条第2項により価額を算定することができないときとして140万円を超えるとみなされるとすると、軽微な近隣紛争などは、すべて140万円を超えることになるのではないかと。利用者が利用しやすいADRとするとの観点から、柔軟な運用が許されるべきであり、また、そのような基準が示されるべきである。	
どの手続段階で弁護士の助言が必要となるかは、手続の過程において当事者により決められるものであり、一義的なマニュアルや研修のみで規定できるものではない。マニュアルが認証の基準として求められるのであれば、政府において実証実験などを通じて得られたガイドラインなどをまず整備すべきである。	弁護士の助言を必要とするかどうかは、手続実施者の主観で判断するものではない（また、紛争の当事者が問題にしないからといって、例えば和解内容の適法性を確認しないということもできないと考えられます。）という観点から、弁護士の助言の要否を客観的に判断するために採用し得る措置としてマニュアルの整備を例示したものです。
「弁護士の助言を受けることができるようにするための措置」を定めていることの例示として挙げられているマニュアルの作成について、マニュアルを適正に作成できる団体であれば、相当の範囲における法律問題について弁護士の助言を必要としないとも考えられる。	なお、このマニュアルについては、取り扱う紛争の分野・種類・規模、対象となる法律関係、手続実施者の法律的専門性の程度等によって様々なものがあり得るところであり、一律に汎用的なガイドライン又はこれに類するものを示すことは、民間紛争解決手続の多様性を損なわせるおそれがあり、消極に考えます。また、マニュアルの整備を例示した趣旨は、前述のとおりですが、弁護士の助言は、個々の事案の具体的な「高度な法律に関する問題」（ガイドライン案2(5)ア参照）について具体的な見解を示すものであり、研修制度やマニュアルが整備されていても、高度な法律に関する問題に関して個別具体的な判断が必要となる場合には、弁護士が助言をするべきこととなると考えます。
扱う紛争の範囲を限定し、研修やマニュアルが適切で一定水準以上のものであれば、弁護士の助言を例外的なものとしてもよいのではないかと。	
メディエーションと称する対話促進型ADRは、「裁判外」であることを最大限に活かし、当事者の請求の法律構成や請求の特定などにとらわれることなく、当事者が真に解決したいと考えている問題を手続の過程で探し出し、両当事者に満足のいく解決方法を見つけ出すことを特徴とする。したがって、このようなADRも想定し、場合分けするなどして基準を設けるべきである。	いわゆる対話促進型の手法を採用する民間紛争解決手続であっても、「民間紛争解決手続の実施に当たり法令の解釈適用に関し専門的知識を必要とするとき」が生ずる場合が想定される以上、場合分けをすることについては、消極に考えます。

和解内容に強行法規又は控良俗違反がないかどうかの判断は、紛争の目的の価額が140万円以下であるかどうかで相違はない。また、和解の履行についても、不動産取引等に係る法規制は弁護士よりも司法書士等の隣接法律専門職種の方が精通している場合もある。さらに、税法についても、一般的に弁護士が精通しているとはいえない。したがって、隣接法律専門職種については、一般の民間型ADRとは異なった基準が示されるべきである。又は隣接法律専門職種、特に認定司法書士のみによって行われるADR機関については、エ(イ)の(a)(b)(c)(d)を更に柔軟にした基準とすべきである。	隣接法律専門職種の方が主体となる民間紛争解決手続について、認定司法書士に係る例外を除き、職種ごとに異なった基準を設けることは、弁護士の助言措置の定めを認証の基準の一つとした法の趣旨を超えるおそれを生じることとなり、消極に考えます。ただし、この助言措置の定めは、取り扱う紛争の分野・種類・規模、対象となる法律関係等により、又は手続実施者の法律専門性の程度等により、当然異なり得るものと考えます。
認定司法書士と認定を受けていない司法書士が共同で調停をする場合、紛争の目的の価額が140万円以下の場合でも弁護士の助言が必要になるが、認定を受けていない司法書士が手続実施者に加わることによって認定司法書士の能力が半減することはあり得ないから、このような場合には弁護士の助言を必要としないこととすべきである。	認定司法書士は、法第6条第5号に規定する助言の主体とはされていませんので、認定司法書士以外の司法書士が手続実施者となる場合は、弁護士の助言措置を定めることが必要と考えます。
「法律に関する専門的知識を持たない利用者が、ある程度の高度な法律に関する問題が生じ自ら判断することに支障がある場合」と改めるべきである。	御意見にある例示ですと「ある程度」の程度が判然としないと考えます。
「法律に関する問題」に該当しない事例として、境界紛争に関する事例を挿入していただきたい。	特定の紛争やこれを対象とする民間紛争解決手続の業務が一律に法律に関する問題を伴わないものとして例示に掲げることは、正確さを欠くおそれが生ずるため、消極に考えます。例えば、紛争それ自体の性質は、法律に関する問題に該当しなくとも、手続の過程や和解の内容に法律に関する問題が含まれることもあり得ると考えます。
「弁護士の助言のための措置」を「弁護士の助言を受けるための措置」としなければ、第6条第5号の表記と一致しないし、意味が違って来る。	御指摘のとおりと考えますので、表現を変更します。

(7) 法第6条第6号関係について

意見の概要	意見に対する考え方
「配達証明郵便又はこれに準ずる方法により行う」とあるが、配達記録程度でも郵便の追跡は可能であるから、配達証明は不要である。	「相当な方法」の例示として、配達証明郵便を記載したものであり、その他の方法を否定するものではありません。

(8) 法第6条第8号関係について

意見の概要	意見に対する考え方
民間紛争解決手続の過程において、権利又は法律関係、争点の抽出の作業を行うとあるが、裁判所の民事調停等と同じ発想に起因するものであり、表層的な法律問題にとらわれない、当事者の深層にある紛争の遠因たる感情、苦悩等への配慮の観点を欠く。	手続の手法、方針等には様々なものがありますが、本ガイドライン案においては、民間紛争解決手続の方法の一形態を例示したものです。

(9) 法第6条第10号関係について

意見の概要	意見に対する考え方
証拠資料について、手続の終了後も民間紛争解決事業者が引き続き10年間その事務所内の保管庫に保管することが例示されているが、10年間は長期にすぎる。2年～5年程度の期間が例示として適切である。また、保管の方法としては、PDFファイル等で電子的に記録する方法も許容すべきである。	規則第14条第2項で手続実施記録の保存期間を10年間と規定したことから、これに合わせて資料等の保存期間についても10年間として例示したものであり、これよりも短い保存期間を定めることを否定するものではありません。また、資料の保管方法については、その資料の性質に応じて保管することが求められるのであって、電子媒体により保管することを否定するものではありません。

(10) 法第6条第12号関係について

意見の概要	意見に対する考え方
「民間紛争解決手続の実施を依頼する契約は、委任契約、準委任契約又はこれら類似の契約であって、当事者は原則いつでも解除することができるから、これを制限するような要件及び方式を定めることはできない。」とされているが、厳格に過ぎる。	御指摘の点は、いわゆる手続からの離脱の自由について言及したのですが、御指摘を踏まえ、実務上も支障が生じないように、記載の変更等も含め、更に検討したいと考えております。

(11) 法第6条第13号関係について

意見の概要	意見に対する考え方
(ウ)の「民間紛争解決手続を継続することが、当該当事者に対し、和解の成立により獲得することが期待される利益を上回る不利益を与える蓋然性があるとき」の意味が不明確であり、例示すべきである。	例えば、紛争の一方の当事者が手続途中に遠隔地に転居したため、手続を継続すると過分の費用や負担が生ずるような場合は、これに当たる可能性があると考えます。
ア(ア)において「紛争の一方当事者が正当な理由なく、3回以上又は連続して2回以上期日に欠席したとき」を掲げているが、インターネット上で紛争解決を図る仕組みも考えられるから、このような仕組みについても配慮する規定を置くべきである。	手続実施者において和解が成立する見込みがないと判断するための基準を例示したものであり、インターネットを利用した紛争解決方法を否定するものではありません。 なお、申請者には、民間紛争解決手続の業務を行う事務所を設置することが求められています（法第8条第1項第2号）。

(12) 法第6条第14号関係について

意見の概要	意見に対する考え方
「過去にこれらの職にあった者がその当時知り得た秘密は含まれない。」としているが、一方で「例えば、退職時に、・・・望ましい」とするのであれば、退職者についても秘密保持規程の対象者とすべきである。	一般に、使用人等は、申請者との間の雇用契約等に基づき、又はこれに付随するものとしてその在職当時に知り得た秘密を保持すべき義務を負うものと解され、雇用契約等が終了した後もこの義務を当然に負担すべきこととするのは困難を伴うことから、法第6条第14号については、退職者が在職当時に知り得た秘密について、同号の措置の対象となる秘密（退職者が退職後もこれを保持すべき措置を申請者において講ずるべきこととなる秘密）として位置付けることはしていません。このため、本ガイドライン案においては、退職後の秘密保持の措置を努力義務として示したものです。

(13) 法第6条第15号関係について

意見の概要	意見に対する考え方
「客観的かつ具体的に明らかになる定め」の客観的な基準とは何か具体的表記が必要だと思います。	一般の方がその算出・算定方法を理解でき、その方法に従って自ら負担額を計算し、又は負担の程度を予測することができるものであることが必要と考えます。
「必要な経費を過度に上回らない報酬」とは、一般通念上での解釈をしてよいか。	具体的判断は、経済的合理性等をも踏まえつつ、一般的な社会通念に従って行われるべきものと考えます。

(14) 法第6条柱書関係について

意見の概要	意見に対する考え方
認証申請の手続において、「(a)認証の申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表、収支計算書若しくは損益計算書及び当該事業年度末の財産目録又はこれらに準ずるもの」に関し、認証申請を4月1日に行う場合、司法書士会の事業年度は3月31日までであるため、直前の事業年度の関係書類の整備は早くても4月末ころとなり、事実上、司法書士会の認証申請は5月以降にせざるを得ない。このことは、他の士業団体も同様である。 上記事情を考慮の上、経過規定又は表記の変更を検討すべきである。	御指摘のような問題が生じ得るものと考えますので、貸借対照表等の書類の取扱いについては柔軟に対応していくこととし、申請の手引等においても、具体的な取扱い等を明らかにしていきたいと考えます。

3 認証審査参与員からの意見聴取について

意見の概要	意見に対する考え方
認証審査参与員の役割と目的をより明確化すべきである。	認証審査参与員の職務は、法務大臣が認証等の処分をするに当たり、その専門的知見を補完することであり、その役割及び目的は明確化されていると考えます。

4 掲示について

意見の概要	意見に対する考え方
「調停が行われる場所に常に掲示がされていることを必要とする」ものではないと理解するが、規定から必ずしも明確ではない。運用において誤解を招くことのなきよう配慮していただきたい。	掲示義務が課されるのは、法第8条第1項第2号の事務所（民間紛争解決手続の業務を行う事務所）であり、それ以外の事務所について掲示義務を負うものではありません。このため、法第8条第1項第2号の事務所以外の場所（例えば、係争物件が存在する場所や当事者に便宜な最寄りの場所）で個々の手続が行われる場合には、これらの場所に所定の掲示をする必要はありません。
ウェブサイトへの掲載をもって「見えやすいように掲示」の一方法とすべきである。それができないのであれば、掲示事項を絞り込むべきである。	法第11条第2項の規定による掲示は、法第8条第1項第2号の事務所にするべきものですので、ウェブサイトへの記載のみでは足りませんが、掲示事項を掲載した申請者のウェブサイトを開覧することが可能な電子計算機を民間紛争解決手続の業務を行う事務所に設置することをもって、法第11条第2項の掲示とすることは可能です。

5 変更の認証について

意見の概要	意見に対する考え方
「変更の認証を受けなければならない場合」を限定列挙することを検討すべきである。	認証紛争解決手続の業務は、多種多様なものが存すると考えられるため、それらのすべての業務に係る変更についてあらかじめ変更の認証の対象となるかどうかについて過不足なく列挙網羅することは困難と考えます。このような事情から本ガイドライン案においては、その判断の目安となる例をできる限り多数掲げたものですが、認証制度の運用に当たっては、認証紛争解決手続の業務の変更に関する諸手続に支障が生じないように配慮していきたいと考えております。

6 不利益処分について

意見の概要	意見に対する考え方
A D R機関の適正な運営確保等の観点から、より具体的な基準を示すべきである。	不利益処分を行うかどうかは、個々の案件ごとに諸般の事情を総合勘案して判断されるべきものであり、本ガイドラインにおいて更に具体的な基準を示すことは困難ではないかと考えます。

「弁護士法第72条又は第73条の規定に違反する者と提携して認証紛争解決手続の業務を行った場合」の取消しについて、故意に提携を行った場合に限定すべきである。	認証紛争解決手続は、弁護士法の特例として位置付けられることから、認証紛争解決事業者は、十分に注意をして提携等をするべきことは当然であり、認証取消しとなる場合を一律に故意による場合に限定することは、必ずしも適切ではないと考えます。ただし、認証を取り消すかどうかを判断するに当たっては、法第23条第2項各号に該当するに至った経緯、動機・原因、手段・方法、認証紛争解決事業者の故意・過失の別及び過失の場合はその程度、同項各号該当事実により利用者に対して生じた被害の有無及びその内容、社会的影響、認証紛争解決事業者が講じた行為後の措置及び再発防止の対応策等を総合的に考慮することとなるものと考えられます。
法第23条第2項による認証の取消しについて、同項各号に掲げる事項に該当し、かつ、ガイドライン案の13(2)に掲げる事由に該当する場合は、原則として直ちに取消処分を行うこととしているが、その重要性及び期待される予防的効果にかんがみ、ガイドラインではなく法令で明確に規定すべきである。	前述したように、本ガイドラインの目的の一つは、認証紛争解決事業者に対する監督及び不利益処分の基準等を明らかにすることであり、認証制度が適正に実施されるよう意を用いてまいりたいと考えております。

7 その他（意見等の概要のみ掲記）

弁護士（弁護士会）の内部事情により、ADR制度の拡充活性化に向けた運用の妨げとならないよう、適正な弁護士助言措置の運用のあり方についての十分な協議が必要である。

問題ない申請であれば長くとも2か月以内に認証をする体制を整えるべきである。

申請から認証までの期間について、できれば1か月程度、少なくとも2か月以内には結果がでるような運用を要望する。

弁護士の助言を受ける場合に該当するかどうかを適切に判断できるための基準や手順が整備されていることが要件とされていますが、「また、整備されるべき基準及び判断の手順の内容は、手続実施者の法律に関する専門的能力（研修等により養成されるものを含む。）の程度により異なり得るものである。」との記載があり、弾力的な判断がなされるものと考えられ、ガイドライン案について賛成する。

弁護士から時機を失することなく助言を求めることができるようにすることの具体例について、弁護士が同席する形態や常時待機する形態に加え、電話、ファクシミリ、電子メール等によって助言を求める形態も挙げられており、弾力的な判断がなされるものと考えられ、ガイドライン案に賛成する。

収集した統計資料（事業報告等）の公開を積極的に展開すると共に、認証紛争解決事業者に対する指導においても、報酬の明確化は何よりも重視して行われるべきである。

苦情の対応が制度に対する信頼の確保と裏腹の関係にあり、そのことを理解するためにも、国際規格に準拠した「JIS Q10002:2005」の導入を推奨するなど、認証機関に対して積極的に指導すべきである。

認証基準の適合性を判断するための資料であることは理解できるが、規制緩和の時代に逆行することなく、申請人に過度の負担とならないよう格段の配慮をすべきである。

認証審査参与員の構成及び審査対象の決定については、司法書士及び隣接法律専門職者の活用を図り、弁護士職に偏ることのないよう希望する。

認証審査参与員として、多様な紛争解決に携わっている司法書士を活用すべきである。

数多くの司法書士が、司法書士会や市民団体において、幅広くADRに関わっている。認証審査参与員は、多様な形態の紛争解決機関について検討することになるであろうから、様々な立場でADRに関与している司法書士を是非活用していただきたい。

ガイドライン案においては、具体的な「公表」の方法に言及しておらず、早期に公表の方法（法務省のウェブサイトを利用するのか、独自のサイトを開設しようとするのか等）を明示していただきたい。

数値だけでなく解決内容もある程度は理解できる情報が開示されることを望む。透明性を図り公正さを確保する観点も含まれているので、運用に置かれてはその旨の周知徹底を図っていただきたい。